

兵庫県立大学防災教育研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学総合教育機構規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第86号）第3条第2項の規定に基づき、兵庫県立大学防災教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 防災に関する教育研究の基本的方針の作成に関すること。
- (2) 防災教育ユニット及び防災リーダー教育プログラムの編成及び実施に関すること。
- (3) 防災教育ユニット及び防災リーダー教育プログラムに属する科目の担当教員（非常勤講師を含む。）の選定に関すること。
- (4) 防災教育と全学共通教育又は各学部の専門教育との調整に関すること。
- (5) 防災に関する教育研究の学部間調整に関すること。
- (6) 防災に関する教育研究の評価に関すること。
- (7) 防災に関する教育研究の大学間連携の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防災に関する教育研究の実施に関すること。

(組織等)

第3条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター長補佐
 - (3) 減災復興政策研究科の専任教員
- 2 センター長補佐は、センター長が指名する。
- 3 センター長補佐は、センター長を補佐して、センター長が指示する課題の処理にあたる。
- 4 センター長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項に掲げる職のほか、センターに常勤又は非常勤の教員を置くことができる。

(防災教育研究推進会議)

第4条 センターの業務に係る重要な事項について審議するため、防災教育研究推進会議を置く。

(審議事項)

第5条 防災教育研究推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 防災に関する教育研究の基本的方針の作成に関すること。
- (2) 防災教育ユニット及び防災リーダー教育プログラムの編成及び実施に関すること。
- (3) 防災教育ユニット及び防災リーダー教育プログラムに属する科目の担当教員（非常勤講師を含む。）の選定に関すること。
- (4) 防災教育と全学共通教育又は各学部の専門教育との調整に関すること。
- (5) 防災に関する教育研究の学部間調整に関すること。
- (6) 防災に関する教育研究の評価に関すること。
- (7) 防災に関する教育研究の大学間連携の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防災に関する教育研究の実施に関すること。

（組織）

第6条 防災教育研究推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター長補佐
- (3) 経済学部、経営学部、工学研究科、理学部、環境人間学部、看護学部、国際商経学部及び社会情報科学部から選出された教員各1名
- (4) センター長が必要と認める場合は、前各号に定める者のほか、防災に関する教育研究について専門的知識を有する学内の教員でセンター長が指名する者2名以内を委員とすることができる。
- (5) 事務局教育企画部長
- (6) 神戸防災キャンパス経営部長

（任期）

第7条 前条第3号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第8条 防災教育研究推進会議に議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、センター長補佐がその職務を代理する。

（会議）

第9条 防災教育研究推進会議は、議長が招集する。

- 2 防災教育研究推進会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことがで

きない。

3 防災教育研究推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 防災教育研究センターの庶務は、神戸防災キャンパス経営部総務学務課において行う。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 7 月 1 日改正)

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 2 日改正)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 19 日改正)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。